

New Style of Disclosure of Japanese  
Governmental Statistics

Yoshiro Matsuda

Statistics Council of Japan, an adversary committee for the minister, has made a recommendation entitled "New Long and Medium Term Plan for Statistical Administration" on tenth of March in 1995 after ten years from the previous recommendation in 1985.

Among many topics they made very important recommendations for the system of disclosure of governmental Statistics such as 1) utilisation of on-line system, 2) broadening the kinds of publication media not only magnetic tape or floppy disk but also CD ROM and other medias which may appear in future and 3) promotion of special tabulation on demand. Above all they suggested to explore the possibility of releasing a sample data tape, i.e. deindividualised data set tape.

## 1. 統計法

政府の保持している各種の情報に対して、広く公開すべきであるという考え方は、情報公開法の推進者のとる立場であると同時に、その様な建前論が横行する過程で、重要な情報が消し去られるというのも実態である。とすれば、その様な公開論者が声高に発言すればする程、重要な情報が消えるという矛盾をどう解決するかを考えなければならない。統計情報は、この様な議論をまぬがれる唯一の分野であるといってもよい。その理由は、第2次世界大戦後に制定された、統計法の効果であるといっても過言ではない。

統計法は日本の第2次世界大戦への関与が、正確な情報が公開されなかったことにも、一因があるという見地から、統計調査に伴う個人の秘密の保護は、規定されていた国勢調査法に代わるものとして、統計調査に関する被調査者の秘密保護と同時に、統計化して集計結果の公表を調査者に義務づけた法律である。基本的には統計法は、被調査者に対しては申告義務を課す（拒否には罰則が規定されている）と同時に、調査結果は、その個別内容は秘密が保たれるけれども、集計された結果は公表されるという法制度が確立されたのである。その後、統計報告調整法が制定され、政府統計は、次の3種類に分けられることになった。すなわち (1) 指定統計、(2) 承認統計、(3) 届出統計である。指定統計は、現在約100種類程の基幹統計が指定されており、これは、被調査者に対し申告義務を課し、集計表の様式迄、統計審議会の義をへることになっている。従って、指定統計に関しては、その集計結果表様式まで規定する統計である。これに対して承認・届出は、総務庁統計局

統計基準部の審査があるに留まる。

公開原則には合致している統計の世界で、現在何が問題となっているかについて検討してみる。

## 2. 統計行政の中長期構想

日本の統計行政の基本的骨格は、統計法と同時に作られたわけであるが、その特徴は、(1)統計の企画立案に関しては、分散型統計調査と(2)全体の調整のための行政委員会としての統計委員会と、その後身としての統計審議会と統計基準局による調整作業と(3)実査に関しては、原則として地方自治体の関与による実施の三点であった。

しかし、その間、分散型統計機構を支えていた主要省庁の統計局は、行政機関の定員削減のなかで、ほとんど姿を消し、多くは大臣官房の統計調査部となり、局の規模のあるのは総理府統計局を残すのみとなっていた。しかも分散型機構の実効性を保障する組織である統計基準局の存廃をもまきこんだ変化が、行政改革のなかで起こり、統計基準局(局に準ずる主幹に縮小されていた)は、行政管理庁のなかから、新設の総務庁統計局のなかに統計基準部として吸収されることになったのが、1985年であった。

そのために、統計審議会は自ら統計行政の整合的あり方を含めて中長期構想を樹立すべきであるとの建議を行って答申をしたのが、1985年である。この統計行政の中長期構想のなかには、様々なことがもり込まれていたけれども、われわれの関心のある情報の提供という点では、三つの点が注目される。即ち、

(1) 統計調査の後の公表迄の時間の短縮

(2) 公表すべきことを統計調査結果の集計表に限定せず、統計調査の精度等を含めて報告書に盛り込むべき内容を詳細に定義

(3) 磁気媒体等による結果公表の促進

である。

第1の公表迄の時間の短縮は、集計処理の全面的計算機処理化を図らなければ実現出来ないのであるから、それが、実現するならばその結果として、第3の磁気媒体による結果の公表は実現しうるはずである。また一部に見られる磁気データの一人歩きは、統計データの誤用をまねくという意見に対しては、第2の調査方法の解説の拡大で防ぎうるという風に考えられる。従って、この3点は同時に推進されるべきものであるとして作られたといえよう。

## 3. 統計行政の新中長期構想の実現

1985年の中長期構想が、統計基準主幹の縮小再編という危機的状况に対応して、比較的短時日の間にまとめられたのに対して、その答申がどのように受け入れられてきたかを検討した上で、その後の社会情勢の変化を考慮に入れて、新しい答申が検討された。検討そのものは、1990年代に入って、統計審議会の開発部会に於て出発し、1993年にそのための特別の部会を統計審議会のなかに設けて、1995年の3月に答申された。

この新中長期構想では、統計行政の基本的考え方という前文の後に、全体で6章に分かれた答申がなされている。そのなかで、第4章が、統計調査の利用の拡大と題されており、全体で4つの節に分かれて提言がなされている。即ち

1. 調査結果の提供方法等の改善
2. 情報通信技術の進歩に伴う提供方法の改善
3. ニーズに対応した提供形態の多角化
4. ユーザーの利便の向上

である。

ここでは、前回の答申以後の各種媒体による提供が、磁気テープまたはフロッピー・ディスク等による提供の形で、指定統計については実現してきたのに対応して、さらに踏み込んだ形で、CD・ROMに留まらず、オン・ラインによる提供についても言及していることが一つの特徴である。

さらに注目すべきことは、これ迄の統計法による統計データの集計結果の公表の義務づけが、表様式の指定を含めた詳細なものであったのに対して、時代の進展と共に、それが逆に制約となり、計算機の能力を生かしきった、多様な集計を行えなくなっている状況にどう対応するべきかが検討されている。具体的には二つのことが提案されており、一つは、注文による集計の道を開くことであり、今一つは、標本データの公開の提言である。ここで標本データと呼んでいるのは、個票データからさらに抽出を行って地域区分や世帯番号などの個体の識別子を消したものであり、われわれが、非個体化データ (deindividualized data) と呼んでいるものに相当する。

これらは、世界各国の統計データの公表形式の、新しい波に添ったものであり、その実現が望まれるところのものである。

以下、答申の内容の詳細と統計行政の詳細については、以下の項目の順に報告する。(紙幅の関係で、ここでは項目の列举に留める。

4. 磁気テープデータの公表の現状 (当日資料配布)
5. 非個体化データの処理の問題点と学界の動向 (当日資料配布)
6. 新中長期構想での提案の詳細
  - 1) 統計データのデータベース化の動向
  - 2) 統計報告書の記載事項の詳細化の動向
  - 3) 統計情報のデータベース化の将来展望
  - 4) 結び

(注)

この報告は、筆者が、統計審議会委員として統計審議会の意見を代表して行うものではなく、私的見解の表明である。

参考資料

統計調査の結果報告書に収録すべき事項として勧告されているもの。

1. 結果報告書に掲載することが必要な情報

目的	調査の規模	結果公表状況一覧
沿革	精度に関する情報	(関連刊行物等も含む)
調査対象	結果の概要	報告書未掲載の集計表の
調査時期又は時点	利用上の注意	内容と閲覧方法
調査事項	用語の解説	集計表の索引
調査票様式	(概念定義の変更も含む)	(大規模な報告書)
調査の方法		問い合わせ先

2. 標本調査の場合に掲載することが必要な情報

抽出方式	集計・推計方法
抽出単位	達成精度
抽出枠	有意抽出の場合は、カバレッジ
抽出率	

3. 英文表記を進める主な情報

統計調査の名称	用語の説明
目次	利用上の注意事項
調査の概要	統計表(表題、表頭、表側)
調査結果の概要	調査票

参考文献

- (1) 統計審議会 [1985] 「統計行政の中・長期構想」(市販本は、全国統計協会連合会から発行されている。)
- (2) 統計審議会 [1995] 「統計行政の新・中長期構想」(諮問第242号の答申、平成7年3月10日)